

# 平成29年度 第4回国民健康保険運営協議会資料

## 【国民健康保険税改定関係】

### 1 平成30年度小金井市国民健康保険税の改定について

- |  |       |   |
|--|-------|---|
| (1) 保険料収納必要総額等の算出方法について<br>－納付金から保険料収納必要総額までの算出方法の説明－  | ----- | 1 |
| (2) 税率改定（案）の提案理由<br>－諮問案提案理由の説明－                       | ----- | 2 |
| (3) 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表<br>－諮問案による国民健康保険税改定の内容の説明－   | ----- | 3 |
| (4) 国民健康保険税の改定に係る世帯例別一覧<br>－諮問案による世帯例別国民健康保険税改定の内容の説明－ | ----- | 5 |

### 参考資料

#### ○東京都国民健康保険運営方針（案）

- －平成29年度第2回東京都国民健康保険運営協議会  
配布資料（諮問案）－

#### ○小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

- 改正内容（案）
- 新旧対照表（案）
- 現行条例

#### ○平成30年度国民健康保険税税制改正内容（案）

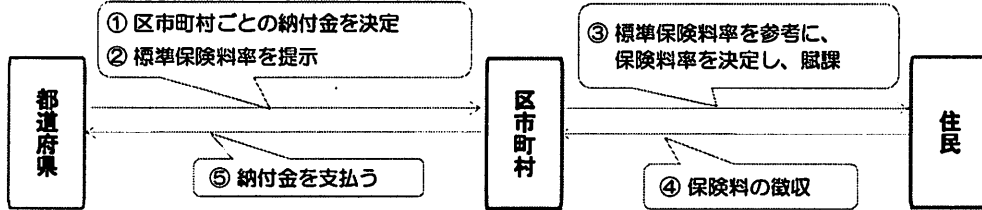
# 保険料収納必要総額等の算出方法について

## 国保制度改革の概要

都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことで、制度を安定化

- ・保険給付に必要な費用を、全額、区市町村に支払い
- ・区市町村ごとの納付金を算定し、納付金をまかなうための標準保険料率を提示  
(住民負担の見える化)

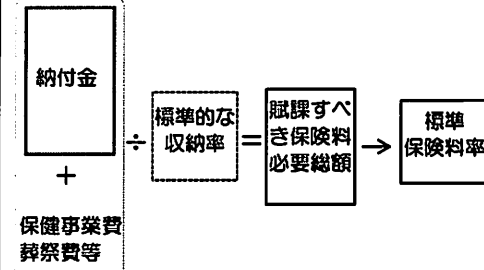
区市町村は、従来通り保険者として保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担うとともに、納付金を都道府県に納付



## 標準保険料率の算定方法

### ■区市町村ごとの標準保険料率の算定方法

保険料収納必要額



### ■都における算定方法(案)

- 都が示す標準的な算定方式
  - ・2方式(所得割及び均等割)とする。  
(参考に、区市町村ごとの算定方式も提示)
- 標準的な収納率
  - ・各区市町村の実態を踏まえ、直近実績(27年度)の収納率とする。
- 保健事業費・葬祭費等
  - ・各区市町村の取組に差があるため、原則通り、納付金の対象外とし、標準保険料率算定の際に加減算する。

## 納付金の算定方法

### ■基本的な考え方

#### ○医療費水準

- ・医療サービス(医療費水準)に地域差がある現状に鑑み、医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮
- ・医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保

#### ○所得水準

- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため、所得水準に応じて納付金を配分

### ■都における算定方法

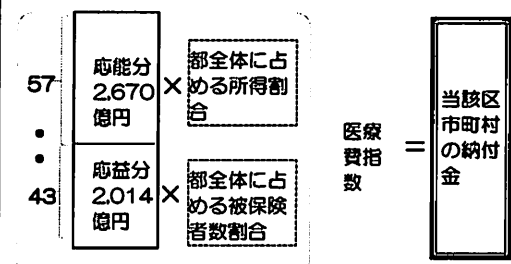
- 都内の医療費格差は大きいので、医療費水準を全て反映する( $\alpha=1$ )。
- 所得水準の低い区市町村に過度な応益割合を課さないよう、都の所得水準を反映した応能分・応益分で納付金を算定する。(所得指数 1.325、応能分:応益分=57:43)

### ■都の納付金必要額

(30年度仮係数による算定)

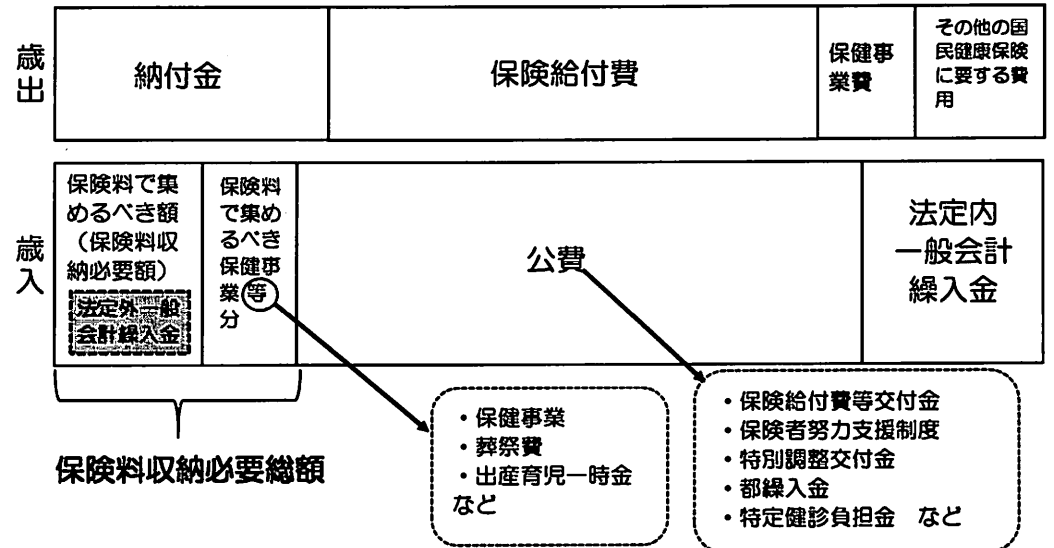
医療費 8,444億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額 ※一般分
後期 支援金 1,719億円			
介護 納付金 701億円	3,593 億円	2,587 億円	4,684 億円

### ■区市町村ごとの納付金算定方法



## 保険料収納必要総額の算出方法

### ■小金井市国保特別会計予算イメージ



### ○納付金からの算出方法

納付金に、保健事業及び保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金・葬祭費の費用等を加算し、そこから保険者支援制度などの法定内一般会計繰入金及び特別調整交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引き、保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

※設定した保険税率で、実際に収納すべき保険税額が保険料収納必要総額に満たない場合は、法定外一般会計繰入金で補填する。

## 税率改定（案）の提案理由

### 1 税率改定検討の前提

- 平成30年度から都道府県も保険者
- 法定外の「その他一般会計繰入金」は計画的・段階的に解消・削減

### 2 改定案の考え方

#### (1) 決算補填目的等の一般会計繰入金の解消・削減

- 一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付負担関係が不明確となるほか、国保加入者以外の住民にも負担を強いることになる。
- 現状、法定外一般会計繰入して財政収支の均衡を図っている。
- 計画的・段階的に解消・削減に取り組む必要がある。

#### (2) 将来的な保険料水準の統一化

- 都道府県標準保険料率は、都道府県間の保険料（税）の比較を行うことが可能な「2方式」
- 東京都が示す区市町村標準保険料率は区市町村において採用されている方式を勘案し、「2方式」
- 統一化に向けて少しずつ市町村の現状の保険料算定方式から変化させていく必要があるとされている。
- 現状、都内62区市町村の保険料（税）の算定方式は、2方式 44区市町村（23区すべて、17市、4町村）、3方式 6市、4方式 12市町村（3市、9町村）
- 他市町村で3方式、4方式から2方式に変更する市町村が増えている。
- 区市町村標準保険料率に近づけて平準化を推進していく必要がある。

#### (3) 保険税の急激な上昇の回避

- 被保険者の急激な負担額とならないよう配慮が求められている。

### 改定案の提案理由

→都の国民健康保険運営方針に沿って、法定外繰入金の削減・解消を計画的に実施し、将来的に都内の保険料（税）率の平準化を進めていくことを基本とするが、被保険者の負担が急激な上昇とならないよう配慮する。

→住民負担の「見える化」を図るため、区市町村標準保険料率等に合わせ、医療分を3方式から2方式に変更する。

→後期支援分と介護分については、区市町村標準保険料率の税率と比較しても乖離が少ないため、平成30年度については税率を据え置く。

→医療分について、方式変更したことによる応能分と応益分の割合が急変しないように配慮する。

→平成30年度は医療分の賦課限度額の引き上げ（+4万円）が予定されているため、所得割の税率改定なくとも税収増（応能分増）となる。

→平成30年度は法定軽減である5割・2割の軽減判定所得の引き上げが予定されているため、均等割を増額改定（応益分増）とする。

3 小金井市国民健康保険税改定内容〔低所得者軽減判定基準・賦課限度額〕  
(案) 総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	現行(平成29年度税率等ベース) (A)	改定後(現行低所得者軽減判定基準・現行限度額) (B)	改定後(改定低所得者軽減判定基準・改定限度額) (C)	低所得者軽減判定基準・限度額改定に伴う差(C)-(B)
所得割額	5.50%	5.50%	5.50%	0.00%
均等割額	21,000円	26,000円	26,000円	0円
平等割額	6,600円	0円	0円	0円
賦課限度額	540,000円	540,000円	580,000円	40,000円

② 改定額内訳(一般分+退職分)

(単位:千円)

	改定前(平成29年度税率等ベース) (A)	改定後(現行低所得者軽減判定基準・現行限度額) (B)	改定後(改定低所得者軽減判定基準・改定限度額) (C)	低所得者軽減判定基準・限度額改定に伴う差(C)-(B)
所得割総額 ㉞	1,371,557	1,371,557	1,371,557	0
均等割総額 ㉟	486,104	601,841	601,841	0
平等割総額 ㊱	100,843	0	0	0
低所得者軽減額 ㊲	127,251	128,179	129,683	1,504
賦課限度額超過額 ㊳	308,522	310,194	299,303	△ 10,891
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊴	3,698	3,263	3,307	44
調定見込額(㉞+㉟+㊱)- (㊲+㊳+㊴)	1,519,033	1,531,762	1,541,105	9,343
応能割応益割の構成比率	応能割64.43% 応益割35.57%	応能割63.81% 応益割36.19%	応能割64.05% 応益割35.95%	
低所得者軽減判定基準・賦課限度額改定に伴う医療分改定率 (B)・(C)列の比較	0.61%			

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	現行(平成29年度税率等ベース) (A)	改定後(現行低所得者軽減判定基準・現行限度額) (B)	改定後(改定低所得者軽減判定基準・改定限度額) (C)	低所得者軽減判定基準・限度額改定に伴う差(C)-(B)
所得割額	1.95%	1.95%	1.95%	0.00%
均等割額	14,000円	14,000円	14,000円	0円
賦課限度額	190,000円	190,000円	190,000円	0円

② 改定額内訳(一般分+退職分)

(単位:千円)

	現行(平成29年度税率等ベース) (A)	改定後(現行低所得者軽減判定基準・現行限度額) (B)	改定後(改定低所得者軽減判定基準・改定限度額) (C)	低所得者軽減判定基準・限度額改定に伴う差(C)-(B)
所得割総額 ㉞	485,428	485,428	485,428	0
均等割総額 ㉟	323,479	323,479	323,479	0
低所得者軽減額 ㊲	68,895	68,895	69,716	821
賦課限度額超過額 ㊳	114,175	114,175	114,175	0
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊴	1,847	1,847	1,856	9
調定見込額(㉞+㉟)- (㊲+㊳+㊴)	623,990	623,990	623,160	△ 830
応能割応益割の構成比率	応能割53.44% 応益割46.56%	応能割53.44% 応益割46.56%	応能割53.44% 応益割46.56%	
低所得者軽減判定基準・賦課限度額改定に伴う後期高齢者支援金分改定率 (B)・(C)列の比較	△ 0.13%			

## (3) 介護分

## ① 改定内容

	現行（平成29年度税率等ベース）(A)	改定後（現行低所得者軽減判定基準・現行限度額）(B)	改定後（改定低所得者軽減判定基準・改定限度額）(C)	(C)-(B)
所得割額	1.90%	1.90%	1.90%	0.00%
均等割額	16,000円	16,000円	16,000円	0円
賦課限度額	160,000円	160,000円	160,000円	0円

## ② 改定額内訳（一般分+退職分）

(単位：千円)

	改定前（平成29年度税率等ベース）(A)	改定後（現行低所得者軽減判定基準・現行限度額）(B)	改定後（改定低所得者軽減判定基準・改定限度額）(C)	低所得者軽減判定基準・限度額改定に伴う差(C)-(B)
所得割総額 ㉞	216,845	216,845	216,845	0
均等割総額 ㉟	121,141	121,141	121,141	0
低所得者軽減額 ㊱	24,456	24,456	24,839	383
賦課限度額超過額 ㊲	72,236	72,236	72,236	0
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊳	256	256	261	5
調定見込額 (㉞+㉟)-(㊱+㊲+㊳)	241,038	241,038	240,650	△388
応能割・応益割の構成比率	応能割54.42% 応益割45.58%	応能割54.42% 応益割45.58%	応能割54.42% 応益割45.58%	
低所得者軽減判定基準・賦課限度額改定に伴う介護分改定率 (B)・(C)列の比較	△0.16%			

## (4) 全体分

	改定前（平成29年度税率ベース）	改定後（現行低所得者軽減判定基準・現行限度額）	改定後（改定低所得者軽減判定基準・改定限度額）
調定見込額	2,384,061千円	2,396,790千円	2,404,915千円
応能割、応益割の構成比率	応能割60.48% 応益割39.52%	応能割60.11% 応益割39.89%	応能割60.28% 応益割39.72%

	影響額（増減額）	増減率
医療分応益割改定に伴う全体分の影響額、増減率 ※(A)列と(B)列の比較	12,729千円	0.53%
医療分応益割改定、税改正に伴う全体分の影響額、増減率 ※(A)列と(C)列の比較	20,854千円	0.87%
税改正に伴う全体分の影響額、増減率 ※(B)列と(C)列の比較	8,125千円	0.34%

- ・ 賦課限度額改定に伴う増収見込額は、概ね10,374千円となる。  
※現行賦課限度額超過額と改定賦課限度額超過額の差分による。10,891千円×95.25%（収入率）
- ・ 医療分応益割改定、低所得者軽減判定基準及び賦課限度額の改定に伴う増収見込額は、概ね19,866千円となる。  
※(A)列と(C)列の調定見込額の差分による。  
医療分と支援分の合計 {(1,541,105千円+623,160千円)-(1,519,033千円+623,990千円)} ×95.25%=20,233千円  
介護分 (240,650千円-241,038千円) ×94.60%=△367千円  
全体分：20,233千円(医療分+支援分)-367千円(介護分)=19,866千円  
※95.25%=医療分及び支援分の収入率 94.60%=介護分の収入率

(注1) (1)～(3)の②「改定額内訳」の額は、平成29年10月末賦課データによる試算。

(注2) 表頭の区分は次のとおりである。

- ・ 「現行（平成29年度税率ベース）」は、平成29年度の税率ベースによる試算。
- ・ 「改定後（現行低所得者軽減判定基準・現行限度額）」は、平成30年度改定後（諮問案）の税率及び現行の低所得者軽減判定基準・賦課限度額のベースによる試算。
- ・ 「改定後（改定低所得者軽減判定基準・改定限度額）」は、平成30年度改定後（諮問案）の税率及び改定後（予定）の低所得者軽減判定基準・賦課限度額のベースによる試算。

4 国民健康保険税の改定に係る世帯例別一覧

改定：医療分(所得割5.5% 均等割26,000円 平等割廃止) 支援分(所得割1.95% 均等割14,000円) 介護分(所得割1.9% 均等割16,000円)

	No.1	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		1-1	1-2	1-3	1-4
夫38歳 妻35歳 子7歳	世帯収入(下段は税改後の軽減上限目安)	夫給与 98万円以下	夫給与 188万円 夫給与 190万円	夫給与 283万円 夫給与 287万円	夫給与 350万円
	年税額(現行)	33,400円	115,800円 157,500円	198,700円 231,500円	256,100円
	年税額(改定後)	36,000円	120,000円	205,400円	264,500円
	年税額の上昇額	2,600円	4,200円	6,700円	8,400円
	年税額の上昇割合	7.78%	3.63%	3.37%	3.28%
	年税額(税制改正後)	36,000円	121,000円	207,500円	264,500円
	年税額の上昇額(現行との比較)	2,600円	△ 36,000円	△ 24,000円	8,400円
	年税額の上昇割合(現行との比較)	7.78%	△ 22.93%	△ 10.37%	3.28%
	備考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、284万円から288万円へ引上げ

	No.4	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		4-1	4-2	4-3	4-4
单身 43歳	世帯収入(下段は税改後の軽減上限目安)	給与 98万円以下	給与 125万円 給与 125.5万円	給与 147万円 給与 148万円	給与350万円
	年税額(現行)	17,200円	53,900円 70,400円	91,800円 102,700円	238,900円
	年税額(改定後)	16,800円	53,100円	90,500円	237,300円
	年税額の上昇額	△ 400円	△ 800円	△ 1,300円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合	△ 2.33%	△ 1.48%	△ 1.42%	△ 0.67%
	年税額(税制改正後)	16,800円	53,600円	91,500円	237,300円
	年税額の上昇額(現行との比較)	△ 400円	△ 16,800円	△ 11,200円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合(現行との比較)	△ 2.33%	△ 23.86%	△ 10.91%	△ 0.67%
	備考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、148万円から149万円へ引上げ

	No.2	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		2-1	2-2	2-3	2-4
夫43歳 妻41歳 子10歳 子7歳	世帯収入(下段は税改後の軽減上限目安)	夫給与 98万円以下	夫給与 227万円 夫給与 230万円	夫給与 353万円 夫給与 358万円	夫給与 500万円
	年税額(現行)	53,500円	189,900円 256,400円	326,000円 378,500円	471,100円
	年税額(改定後)	57,600円	196,600円	336,700円	484,500円
	年税額の上昇額	4,100円	6,700円	10,700円	13,400円
	年税額の上昇割合	7.66%	3.53%	3.28%	2.84%
	年税額(税制改正後)	57,600円	198,800円	340,100円	484,500円
	年税額の上昇額(現行との比較)	4,100円	△ 57,600円	△ 38,400円	13,400円
	年税額の上昇割合(現行との比較)	7.66%	△ 22.46%	△ 10.15%	2.84%
	備考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、354万円から359万円へ引上げ

	No.5	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		5-1	5-2	5-3	5-4
单身 68歳	世帯収入(下段は税改後の軽減上限目安)	公的年金 168万円	公的年金 195万円 公的年金 195.5万円	公的年金 217万円 公的年金 218万円	公的年金 300万円
	年税額(現行)	23,600円	52,000円 63,500円	80,800円 88,300円	151,000円
	年税額(改定後)	23,100円	51,200円	79,600円	149,400円
	年税額の上昇額	△ 500円	△ 800円	△ 1,200円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合	△ 2.12%	△ 1.54%	△ 1.49%	△ 1.06%
	年税額(税制改正後)	23,100円	51,500円	80,300円	149,400円
	年税額の上昇額(現行との比較)	△ 500円	△ 12,000円	△ 8,000円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合(現行との比較)	△ 2.12%	△ 18.90%	△ 9.06%	△ 1.06%
	備考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、218万円から219万円へ引上げ

	No.3	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		3-1	3-2	3-3	3-4
单身 33歳	世帯収入(下段は税改後の軽減上限目安)	給与 98万円以下	給与 125万円 給与 125.5万円	給与 147万円 給与 148万円	給与 300万円
	年税額(現行)	12,400円	40,800円 52,400円	69,700円 77,200円	160,000円
	年税額(改定後)	12,000円	40,000円	68,400円	158,400円
	年税額の上昇額	△ 400円	△ 800円	△ 1,300円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合	△ 3.23%	△ 1.96%	△ 1.87%	△ 0.01%
	年税額(税制改正後)	12,000円	40,400円	69,200円	158,400円
	年税額の上昇額(現行との比較)	△ 400円	△ 12,000円	△ 8,000円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合(現行との比較)	△ 3.23%	△ 22.90%	△ 10.36%	△ 1.00%
	備考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、148万円から149万円へ引上げ

	No.6	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		6-1	6-2	6-3	6-4
夫68歳 妻66歳	世帯収入(下段は税改後の軽減上限目安)	夫公的年金 168万円	夫公的年金 222万円 夫公的年金 223万円	夫公的年金 266万円 夫公的年金 268万円	夫公的年金 300万円
	年税額(現行)	34,100円	89,600円 116,100円	145,400円 165,600円	186,000円
	年税額(改定後)	35,100円	91,300円	148,100円	189,400円
	年税額の上昇額	1,000円	1,700円	2,700円	3,400円
	年税額の上昇割合	2.93%	1.90%	1.86%	1.83%
	年税額(税制改正後)	35,100円	92,100円	149,600円	189,400円
	年税額の上昇額(現行との比較)	1,000円	△ 24,000円	△ 16,000円	3,400円
	年税額の上昇割合(現行との比較)	2.93%	△ 20.67%	△ 9.66%	1.83%
	備考		妻公的年金 100万円 下段収入は現行2割軽減	妻公的年金 100万円 下段収入は現行軽減なし	妻公的年金 100万円 軽減なしの収入下限は、267万円から269万円へ引上げ

※ 7割・5割・2割軽減世帯の世帯収入は、軽減が適用される上限に近い金額

※ 現行：医療分(所得割5.5% 均等割21,000円 平等割6,600円) 支援分(所得割1.95% 均等割14,000円) 介護分(所得割1.9% 均等割16,000円)

※ 年齢65歳以上である方の公的年金等に係る軽減基準所得については、当該所得から15万円を控除